

- 保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>別表第十九</p> <div data-bbox="259 545 1113 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引並びに<u>金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。）及び商品取引清算機関（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引清算機関及び外国におけるこれに相当するものをいう。）が引受け、更改その他の方法により債務を負担して行う取引並びに原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第四条第八項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。</u></p>	<p>別表第十九</p> <div data-bbox="1153 545 2007 646" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第四条第八項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。</p>